

電子的診療情報連携体制整備加算について

1. 当院では診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

2. 厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者様に対して、月に 1 回算定できる加算です。

3. 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

泉川診療所 所長